



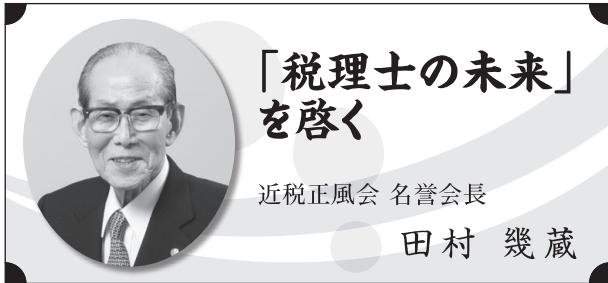
近 正 風 会

目 次

新年のごあいさつ

近税正風会名誉会長	田村 幾蔵	2
近税正風会会长	衣目 修三	2
日本税理士会連合会会長	池田 隼啓	3
近畿税理士会会长	宮田 義見	3
第39回定期総会		4
平成26年新春研修会・登録者歓迎会のご案内		4
平成25年新春研修会・夏の研修会		5
つぼみの会 1周年記念大会		6
青年部ゴルフ大会		6
常務理事 活動報告		7
総務局長紹介		10
本部組織図		11
青年部 本部役員紹介		12
青年部京都府支部 創立30周年記念式典		13
平成25年認定研修管理簿		14
近税正風会について		
近税正風会 総領		15
近税正風会の成り立ちと現状		15
お礼とご寄付のお願い		15

No.84号
平成 26 年 1 月 1 日



「税理士の未来」 を啓く

近税正風会 名誉会長

田村 純蔵

新年明けましておめでとうございます。謹んで新春を
寿ぎ、新年のご祝詞を申し上げます。

会員先生方におかれましては、恙無く新年をお迎え
のことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、近税正風会の活動と会務運営に極めて
あたたかいご理解と絶大なご支援を賜り、深く感謝申し
上げております。

さて、昨年の近畿税理士会役員改選にあたり、近税
正風会では、本支部に「役員候補推薦委員会」並びに
「選挙対策委員会」を設置するとともに、全会員に対して
推薦希望の届出を募り、近税正風会推薦役員候補の
選考を行いました。会長候補をはじめ各役員候補94名を
推薦させていただきましたところ、宮田義見会長先生以下推
薦候補全員が無投票にて当選となりました。これもひとえに
会員先生方のご支援ご協力の賜物であります、とりわけ近税正風会ご推薦の選にもれられました会員先生におかれまして、大局的見地あるいは深い愛会精神から推薦委員会の決定をご了承賜りましたこと
は、感謝の極みでございました。

また、今回の選挙で特筆すべきは、神戸支部支部長
選挙において、22年ぶりに圧勝させていただいたことです。
候補者の佐野賢一先生はもとより神戸支部会員先生方、友好諸団体様はじめご努力いただいた関係各位には、満腔の感謝感激をお伝えしなければなりません。本当にありがとうございました。

昨7月25日開催の日本税理士会連合会第57回定期
総会においては、会員である池田隼啓先生が会長選
考会により会長予定者に指名され、4期目の会長にご
就任なさいました。会員先生方のご支援に対しまして重
ねて厚くお礼を申し上げます。

日本税理士会連合会会长から近畿税理士会支部
役員にいたるまで、近税正風会がご推薦申し上げた役
員先生方は、青年部を中心に育成ご支援申し上げてきた
優秀な人材揃いであり、「健全な税理士制度の発展
を図る」との当会の綱領に則り、本年度の基本方針で
ある「税理士の未来」を啓くための近税正風会の活動
に真摯にかつ精力的に取り組んでいただけるものと確
信いたしております。



年頭のご祝辞

近税正風会 会長

衣目 修三

新年あけましておめでとうございます。平成26年の年
頭にあたり、近税正風会会員の皆様方に謹んで新年
のごあいさつを申し上げます。

旧年中は近税正風会に対しまして、深いご理解とご
支援を頂き、厚く御礼申しあげます。昨年の第39回定期
総会において、3期目の近税正風会会長に選任され、
パートナーの総務局長には軒原正夫氏にお願いをし、
この新しいコンビで会務を遂行したいと思いますので、
よろしくお願い申し上げます。

昨年4月の近畿税理士会役員選挙、特に神戸支部
の支部長選挙に際しましては、会員の皆さまの格別の
ご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。これからも
税理士会のために“真摯に会務に取り組む人”を公平・
公正に送り出していこうと決意しております。

また、今年は税理士法改正に向けた正念場の年で
あります。日本税理士会連合会を中心に、全国の各税
理士会・税理士政治連盟等が一丸となって運動を展
開する必要があり、近税正風会も強力な支援をしたい
と考えております。

今年の重要な課題の一つに会員増強があります。近
税正風会の綱領を実行するため、いかにして若手税理士
(青年部)の会員を増やすことができるかを考えてお
ります。登録間もない先生を中心とした“つぼみの会”
や“チエブクロ”というマーリングリスト、各種研修会を充
実させ、若い税理士先生の加入促進を図り、会員増強
を実行したいと考えております。

牛歩ではありますが、会長3期目、軒原新総務局長と
共に、心新たに一歩一歩着実に前進していきたいと思
いますので、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

最後に、会員の皆さまがご健康に留意され、ご家族
と共に健やかなる良き年を迎えることをお祈り申し
上げ、新年のごあいさつとさせて頂きます。





税理士法改正の実現に向け、全会員の一一致団結を

日本税理士会連合会 会長

池田 隼啓

新年あけましておめでとうございます。平成26年の年頭にあたり、近税正風会の会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

本会では、国民・納税者の信頼に応え得る税理士制度を確立するため、諸施策を講じていくこととしております。年頭に当たって、その一端を申し述べたいと存じます。

その第一は、税理士法改正に向けた対応です。本会では、平成26年通常国会における税理士法改正の実現に向けて積極的に働きかけを進めております。法改正が実現するまでには、隣接士業団体、関係官庁等の意見調整など、なお解決すべきいくつかの問題が残っておりますが、本年通常国会における税理士法改正を実現するために全力を傾けて取り組んでまいります。

第二は、中小企業支援に関する取組みです。中小企業の経営力強化等を目的として中小企業経営力強化支援法が施行され、専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関認定制度」が創設されました。

国も税理士の職能を重視し積極的な参加が期待されており、本会では、国が実施する中小企業支援策を実効性あるものとするため、関係官庁、金融機関等と連携を行い必要な施策を講じてまいります。

このほか、租税教育や税務支援の推進、税制改正建議の実現、電子申告や書面添付制度の普及・定着等の課題が山積しております。

今後とも、税理士法第1条に規定する公共的使命を果たしていくために、全力で諸課題に取り組んでまいる所存であります。近税正風会の会員の皆様の更なるご理解とご支援をお願い申し上げ、私の新年の挨拶といたします。



年頭のご挨拶

近畿税理士会 会長

宮田 義見

平成26年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

近税正風会会員の皆様方には、近畿税理士会の会務運営に対しまして格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、三年余に亘る民主党政権から自公連立政権へ交替し、第二次安倍内閣において、日本経済の再生を掲げたアベノミクスと呼ばれる金融政策、財政政策及び成長戦略によって、我が国の経済の活性化と安定化に一定の効果がもたらされました。この成長軌道の判断のうえで、今年は改正消費税が実施されますが、脱デフレ、脱不況の実感を、そして持続的な経済成長の果実があまねく国民に浸透し、躍進する年でありますよう期待して止みません。

そのために、税理士及び税理士会は、税理士の使命を根本として堅実に行動していく必要がございます。国策と相俟って、国民がそれぞれに努力するとともに、税理士は税務及び会計の専門家としての使命を果たしていくことによって、社会的信頼に応えることができるものと存じます。

国民・納税者の信頼に応える税理士制度の維持・発展を図るために税理士法改正については、12項目の改正要望が盛り込まれた改正法案が平成26年度通常国会へ政府提案の運びとなりますよう、日本税理士会連合会と日本税理士政治連盟の協調の下、当会は近畿税理士政治連盟と連携して適時適切に対応を進めてまいりました。時代に即応した税理士制度の更なる発展を期して、国民・納税者のための改正税理士法が実現いたしますよう皆様とともに注視してまいりたいと存じます。

当会では、会員が専門職能を練磨し、職業倫理の自覚に努め、もって税理士の社会的地位の向上を図るために、研修の充実、綱紀保持の徹底に努めるとともに、書面添付及び電子申告の促進のほか、税務支援(殊に独自事業)の展開、租税教育や公益活動への取組み、さらに中小企業支援施策の推進等々、積極的に取り組んでおります。

また、当会は、昭和39年7月に前身の大坂合同税理士会が設立されて以来、本年をもって50周年を迎えます。連綿たる会員及び支部の組織的連携のもと先達が嘗々と切磋琢磨されてこられたことによりまして今日がございます。税理士制度のさらなる発展のため、近税正風会の会員皆様におかれましては、引き続き、ご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、輝かしい新年における近税正風会の益々のご隆昌と、会員皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

近税正風会 第39回 定期総会

第39回定期総会が平成25年10月30日(水)午後3時30分よりホテルグランヴィア大阪「鳳凰の間」において、多数の会員のご出席のもと開催されました。

森総務局次長の司会により物故者への黙祷、ご臨席賜りましたご来賓の紹介が行われ、その後、軒原総務局次長の開会の言葉に続いて、衣目修三会長が挨拶を行いました。阪南支部の山下孝士会員が議長に指名され、議事録署名人の選任を行ったのち、上程された議案の審議に入りました。

第一号議案「平成24年度事業報告承認の件」は掛総務局次長並びに各担当部長が議案説明を行い、第二号議案「平成24年度収支計算書及び財務諸表承認の件」は毛利財務部長が議案説明を行い、その後、西原監事より監査報告を受け、各号とも異議なく原案どおり承認可決されました。

第三号議案「平成25年度事業計画(案)承認の件」と第四号議案「平成25年度収支予算(案)承認の件」も山下議長のつ



つがない進行により、各号とも異議なく原案どおり承認可決されました。最後に第五号議案「本部役員改選の件」は掛総務局次長の議案説明のち、福田本部役員選考委員長より選考の経過および結果についてご報告があり、次期会長には引き続き衣目修三会員を、総務局長は会長一任とすることとなりました。

審議終了後には、池田準啓日本税理士会連合会会长、宮田義見近畿税理士会会长並びに加賀城健桜美会会長より丁重なるご祝辞を賜り、祝電披露のち、谷口総務局長の退任挨拶と閉会の言葉をもって、定期総会は閉会しました。

定期総会後の懇親会では、築村青年部長の司会によりご来賓の紹介、衣目会長による開宴の挨拶のち、那須弘敬桜志会会长による乾杯のご発声により開宴となりました。開宴中は歓談を通じて支部を越えた会員相互の親睦、交流を大いに深め、伊良知総務局次長の中締めにより、盛会のうちに終宴となりました。



近税正風会 平成26年新春研修会 並びに登録者歓迎会のご案内

皆様ご承知のとおり、平成25年10月1日に「民間投資活性化等のための税制改正大綱」が公表されました。その意図は、「消費税率引上げに伴う経済対策と成長力強化のための総合的な対策が必要であることから、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)に盛り込まれている民間投資を活性化させるための税制措置等については、通常の年度改正から切り離して前倒しで決定する」とされています。

この政府の意思は、平成26年度税制改正にも引き継がれていくようです。具体的には、法人実効税率のあり方、設備投資減税、ベンチャー投資促進税制、さらには復興特別法人税の見直し等の議論がされています。

そこで、今回の研修会は、平成26年度税制改正の内容をいち早く詳細に解説していただくことはもちろん、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」についても解説していただく予定しております。

講師には、近畿税理士会調査研究部長の近藤雅人先生をお招きいたします。

**研修会の後には、懇親会並びに新規登録者歓迎会を開催いたします。
当日受付も行いますので、多くの先生方のご参加をお待ち申し上げております。**

日 時：平成26年1月15日(水) 午後2時(1時30分受付)
場 所：ホテル阪急インターナショナル



平成25年 新春研修会 ・登録者歓迎会

平成25年1月16日、「平成25年度税制改正の行方」と題し、近畿税理士会調査研究部長の永橋利志先生による研修会がホテル阪急インターナショナルにて開催されました。

例年「全国で一番早い税制改正研修会」として開催されますが、今回は平成24年12月に行われた衆議院議員選挙に伴う政権交代の影響で、税制改正大綱が未公表という厳しいタイミングでの開催となりました。しかしそこはさすがの永橋先生、政権交代後の新聞報道の内容に触れ、大きな方向性は前政権時代の考え方と変わりないと



見解を示され、平成24年中に公表されていた税制抜本改革法や政府税調で示されていた財務省等の資料をもとに、文字通り「税制改正の行方」を見事に解説されました。税の実務家として持ちうべき考え方・見識を学ばせていただき、大変意義深い研修会となりました。

研修会に引き続いて行われた新規登録者歓迎会では、衣目会長、宮田義見近畿税理士会会长のご挨拶に続き、62名の新規登録者が紹介されました。加賀城健桜美会会長の乾杯で懇親会が始まり、和やかな雰囲気の中そこかしこで有意義な意見交換がなされていました。新たに入会された皆さまには、近税正風会の様々な活動に積極的に参加していただき、衣目会長の挨拶にもありました中小企業の発展に大きな役割を果たす税理士としてご活躍されることを祈念申し上げます。 (阪 広久)

平成25年 夏の研修会

平成25年7月16日、エル大阪にて『近税正風会平成25年夏の研修会』が、開催されました。当日は、気温が30度を超える暑い中たくさんの方々が参加されました。衣目会長の挨拶の後、研修会が始まりました。

今回の研修は2部構成になっており、第1部は講師にテコンドー元日本代表・シドニーオリンピック銅メダリストの岡本依子氏を迎えて『オリンピックメダリストからみる経済～夢は叶う～』と題してご講演いただきました。早稲田大学在学中の留学先でテコンドーと出会い、その出会いを機



に自身の将来の目標を持つことができ、座右の銘である『夢は叶う』を心に留め、自分の可能性を信じて努力した結果、銅メダルを獲得することが出来たことを語っておられました。現在は大阪市内にて道場を開設し、子供たちにスポーツの楽しさを教えることを通じてテコンドーの普及活動を行っておられます。

第2部は税理士の橋本良弘先生を講師に迎え『税理士が知っておくべき滞納処分』と題してご講演いただきました。滞納処分に係る諸手続きについては、税理士の業務として行うことのないものの、滞納処分について最近あった事例も踏まながら、国税徴収手続きの流れを伺うことが出来、税理士としても知識として必要なものであることを確認する事が出来ました。 (梶原 誠二)

つぼみの会 1周年記念大会

平成25年7月11日、ラマダホテル大阪にて、つぼみの会1周年記念大会が盛大に行われました。登録間もない先生方が知り合い、仲間となって情報交換できる場を創ろうという趣旨で発足したつぼみの会。このつぼみの会の1周年記念大会にはたくさんの若手税理士が集い研修を通じて切磋琢磨し、お互いの情報交換を行いました。

まず、税理士の湯川直樹先生を講師にお招きし、「中小企業の支援～私たち税理士は何ができるのか」をテーマに研修会を行いました。中小企業経営力強化支援法の背景、経営革新等認定支援機関の役割や関係する中小企業施策について説明され、認定を受けなかった場合



の税理士業務への影響等、少し怖い話も交えながら巧みにお話しされ、参加者も集中して聴講していたことが印象的でした。

その後の懇親会では、榮村聰二青年部長の開会挨拶、乾杯そして歓談が始まりました。最初はぎこちない会話も次第に盛り上がり、会場全体が盛り上がるのにそれほど時間は掛からなかったように思えます。歓談の途中、弁護士の山岸久朗先生、近畿税理士会副会長の西田隆郎先生、杉田宗久先生からご挨拶があり、自己紹介、テーブル間での名刺交換と続き、ゲーム大会「税務シリトリ」ではこの懇親会最大に盛り上がったように思えます。

「若手税理士にはつぼみの会がある、そこには仲間がたくさんいるし、勉強もでき情報交換もできる。なにより楽しい。」という声があちらこちらで聞こえてくることを夢見て更につぼみの会を盛り上げていきたいと思います。

(本荘 幸正)

青年部 ゴルフ大会



平成25年9月5日、マスターズゴルフ倶楽部において第35回近税正風会ゴルフ大会が開催されました。当日は、総

勢172名の参加があり大盛況でした。素晴らしいコースコンディションの中、天候にも恵まれ、ランチバイキングも大変美味しく、参加者は和やかな雰囲気でラウンドされていました。競技方法がハンディキャップ上限なしのダブルペリア方式のため、HDCPが1桁の先生から3桁の先生までおられ、ゴルフキャリアに関係なく幅広く楽しむことができました。

プレー後は、榮村聰二青年部長の挨拶、続いて近畿税理士会北村善和副会長よりご来賓のご祝辞を頂戴し、衣目会長の乾杯で懇親会が始まりました。歓談の後の成績発表では、数多くの豪華賞品に一喜一憂し、大変盛り上がりました。

上位の成績は下記の通り

優勝	高谷和正会員(城北)	G102	H31.2	N70.8
2位	安井雅弘会員(東大阪)	G 83	H12.0	N71.0
3位	北村善和会員(来賓)	G119	H48.0	N71.0

団体戦

優勝	東大阪支部
2位	泉支部
3位	東支部

(菊之井 秀年)



常務理事活動報告



本会と支部との 更なる連携を

指導連絡部長
天野 香鶴子（旭支部）

平成25年7月3日の理事会で同意いただき、指導連絡部長に就任致しました。初理事ではございますが、支部長と支部連合会会長を務めさせていただいた経験を生かしながら、本会と支部・支部連合会の連携を深めることに努めてまいります。

活動内容といたしましては、「支部連合会会長会」や、「支部長会」、「本会と支部役員との連絡協議会」の折に、先生方から支部や支部連合会の運営についてお困りのことや要望等をお聞きして、先生方のお役に立てる情報の提供に努め、会務の運営にお役立ていただければ、幸いでございます。

そして、標準支部規約等も平成22年8月の必携発行以来、改正がなされておりますし、税理士法改正も視野にいれて、「支部運営必携（九訂版）」の発行を、任期中に取り組む所存でございます。

また本年10月2日の近畿税理士会設立50周年記念事業の企画・実施の委員に選出されましたので、記念になる事業となるように汗をかいてまいります。

不慣れな部長ではございますが、ご協力、ご支援のほどよろしくお願いいたします。



電子申告を行えるのは 納税者とその代理人である 税理士だけです

情報化対策部長
秦 雅彦（港支部）

近畿税理士会の情報化対策部では、ホームページの管理運営のほか、近畿税理士会の重点施策である「電子申告の普及」の推進に向け、各地で電子申告実機体験研修会、国税庁HPを利用した電子申告研修会を開催しています。また、パソコンセミナーの開

催、税理士情報ネットワーク（TAINS）の活動支援を行い、会員のICT（情報通信技術）に関する情報の提供を行っています。

電子申告制度は、平成16年に運用が開始され10年目を迎えます。国税庁「業務プロセス改革計画」におけるオンライン利用率は、所得税申告等の3手続で46.9%（平成24年度）、法人税申告等の12手続で73.1%（平成23年度）となっております。

申告納税制度のもと電子申告を行うことができるのは、納税者本人とその代理人である税理士に限られています。税理士のみができる代理送信の業務を、すべての税理士が行うことにより、税理士業務の無償独占が堅持されるものとご認識いただき、電子申告に取り組んでいただきたいと思います。

今後も電子申告の更なる普及推進と会員の皆様の情報技術向上のための情報提供を行って参ります。近畿正風会の会員先生方のご支援ご協力をよろしくお願い申し上げます。



認定研修で 自己研鑽を

研修部長
猪飼 哲也（南支部）

昨年7月に近畿税理士会の研修部長を拝命しました猪飼哲也です。研修部の主な所掌事項は、①日本税理士会連合会及び近畿税理士会が主催する研修会等の企画実施、②会員の資質の維持と向上を図るために会員研修会等の企画実施、③支部等が実施する研修等に対する必要な指導および援助、です。

近畿税理士会では研修規則第7条において、税理士会員は研修を一事業年度に合せて36時間以上受講するよう努めなければならない旨が定められています。また、すでにご高承のとおり、日本税理士会連合会の税理士法に関する改正要望項目では研修の受講義務化を掲げています。これらは社会経済が複雑・多様化するなか、今後とも、税理士が税務の専門家とし

て委嘱者からの信頼に応え、納税者のニーズに的確に対応し、最新の知識や技術・能力を保持することにより、納税者の利便の向上に資する信頼される税理士制度の確立を目指すうえで、必要不可欠であると考えられるからです。

このように研修による自己研鑽の重要性が増すなか、近税正風会では数多くの充実した認定研修会を開催していただき、誠にありがとうございます。今後とも引き続き研修事業にご理解とご協力をお願い申し上げます。



調査研究部の活動報告

調査研究部長
近藤 雅人（東支部）

新年明けましておめでとうございます。平成25年7月に調査研究部長の職を拝命しました近藤です。近税正風会の会員の先生方におかれましては、日頃から当部の活動にご尽力賜りまして、誠にありがとうございます。この紙面をお借りして篤く御礼申し上げます。

この度は、調査研究部をアピールする機会を得ましたので、ここで調査研究部の主な事業内容を紹介させていただきます。

- ①税制、財政及び税務行政に関する調査研究。
- ②納税環境整備に関する諸問題への対応。
- ③会計制度（特に中小企業会計）の調査研究。
- ④租税法、税理士業関連法等の事例研究及び発表。
- ⑤大学等との学術交流（寄附講座の開設）。
- ⑥研修会講師の派遣、育成。

これらの業務を通じて、部員一同が研究した成果を、毎年、日本税理士会連合会へ提出する「税制改正に関する意見書」に反映させております。ただ、税制改正への意見は、調査研究部員だけが考えるものではないと、私は考えております。会員の先生方も、この意見書にお目通しいただくとともに、税制改正に関する貴重なご意見を、是非当部までお寄せいただきましようお願い申し上げます。



税理士制度はまだ発展します!!

制度部長
藤本 幸三（東大阪支部）

近畿税理士会の制度部では、改正税理士法案成立と同時に日本税理士会連合会と連携して改正税理士法の周知活動を行う予定です。近税正風会の会員先生方におかれましては、現行税理士法を充分に理解されたうえで、改正税理士法に関してもより一層の興味と理解をして頂くとともに、近畿税理士会制度部事業に対するご理解も頂戴したいと存じます。

また、近畿税理士会制度部では、税理士制度の発展を側面から支える観点から、税理士制度に大きく影響するであろう①TPPによる資格の相互承認と諸外国の税理士制度、②マイナンバー制度と歳入庁構想、③規制緩和と規制改革の3つのテーマについて調査研究しております。

最後に、税理士制度はまだまだ発展過程にあります。そもそも税理士資格は税理士の為にあるのではなく、国家国民の為にあるのだという意識が必要であり、その維持発展に寄与するのは税理士一人ひとりであることを認識して頂きたいと思います。税理士は自らの職業倫理保持や資質向上に努めるのは当然ですが、常に税理士制度の発展を願う意識も必要であると思います。



近税グループ保険にご加入を

厚生部長
結城 順吉（阿倍野支部）

昨年7月に近畿税理士会宮田義見会長より厚生部長を拝命致しました結城順吉です。厚生部は会員先生の親睦と福利厚生を目的として様々な活動をしております。

親睦のための事業として、昨年は大阪松竹座での

歌舞伎鑑賞、宝塚GCでのチャリティゴルフ、写真コンテスト等を開催しましたところ、各行事共大変好評のうちに終える事が出来ました。今年は近畿税理士会設立50周年を迎えます。厚生部としても50周年記念行事にできるだけ多くの会員先生が参加していただける企画を考えております。

また、福利厚生事業として近税グループ保険の加入を積極的に呼び掛けております。この保険は会員先生、会員のご家族、事務所職員の福利厚生を目的とした近畿税理士会独自の共済制度であります。保険だから保険会社がやっているのではないかと誤解されている先生が今なお数多くおられるようですが、そうではないのです。この保険は我々近畿税理士会会員が集まって作った共済制度で利益を目的とした保険ではないのです。引受会社が大同生命(株)というだけなのです。税理士として責任のある仕事をしていく上で万が一のときの自己防衛、事務所防衛の一環として作られた共済制度であります。私達近畿税理士会会員のスケールメリットを最大限生かした他に類を見ない程安い保険料で加入でき、加入者が増えれば増えるほど実質保険料が安くなります。ぜひ未加入の会員先生方、この機会にご加入をお願い致します。



綱紀監察部より
～あなたのバッジを守るために～
綱紀監察部長
金子 紀行（大津支部）

昨年7月に、近畿税理士会宮田義見会長からのご指名により綱紀監察部長を拝命いたしました大津支部の金子紀行です。どうぞよろしくお願ひいたします。

私自身、今回はじめて近税正風会のご推薦により近畿税理士会理事に就任し、なつかつ、常務理事としてこれまで経験していない綱紀監察部を担当することになった次第で、はじめてのことばかりですが、近税正風会の皆様のご支援を得て精一杯頑張らせていただいていること厚く御礼申しあげます。

綱紀監察部は会員の会則等の遵守義務（=税理士に関する法令、日本税理士会連合会の会則及び近畿税理士会会則、規則等を誠実に守る義務）違反の疑いのある事案についての調査並びに会則上の

処分等を行うこと、非税理士の非違行為の調査及び排除に関する事等を行っています。しかし、近年、財務大臣による税理士懲戒処分が多数行われています。内容は多岐にわたっていますが、いずれも税理士が使命実現のため高潔な人格の陶冶と円満な見識の涵養に努め品位を保持するという自覚の欠如に起因しているものです。会員一人ひとりが襟を正し、「綱紀事案のない近畿税理士会」を目指して頑張りますのでよろしくお願ひいたします。



中小企業のために

会計参与普及推進委員長
山村 行仁（東淀川支部）

平成25年7月に会計参与普及推進委員長を拝命いたしました山村です。この委員会は、会計参与制度の普及と中小企業の会計に関する指針及び中小企業の会計に関する基本要領の普及を主に所掌しています。平成24年8月に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対する支援事業の担い手として税理士・税理士法人の役割が非常に重要となっていました。これに伴いまして、日本税理士会連合会では平成25年7月から会計参与普及推進委員会を中小企業対策特別委員会に発展的に改組して、それまでの会計参与制度の普及と中小企業の会計に関する指針及び中小企業の会計に関する基本要領の普及に加えて、中小企業経営力強化支援法における経営革新等認定支援機関に対応するための必要な施策を関係官庁、金融機関等と連携して講ずることとなりました。現在は、日本税理士会連合会の中小企業対策特別委員会に出席して情報収集や意見交換を行い、近畿税理士会の業務対策部と連携しつつ活動しております。

中小企業の支援については、われわれ税理士が全力を挙げて対応する、という気概を持って取り組んでいきたいと考えておりますので、近税正風会の会員先生方におかれましては、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



書面添付の実践を

業務対策部長

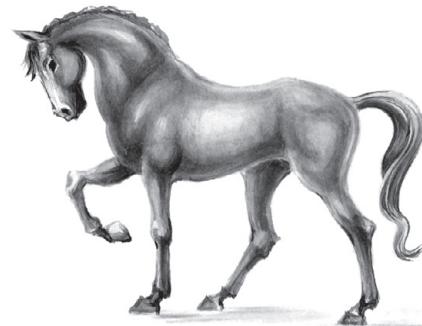
野村 秀次郎 (明石支部)

平成25年7月に近畿税理士会の業務対策部長の任を担うこととなりました野村秀次郎です。業務対策部では「税理士の業務に関する事項等」を幅広く所掌しておりますが、特に『中小企業支援』と『書面添付』を重点事業として取り組んでおります。

中小企業支援については、日本税理士会連合会では25年7月の定期総会において会計参与普及推進委員会が中小企業対策特別委員会と発展的に改組され、その所掌が日本税理士会連合会では業務対策部から中小企業対策特別委員会に移りましたが、近畿税理士会においては業務対策部が所掌しております。

また、書面添付については添付率の向上はもとより、内容の充実した添付書面の作成に主眼において研修会の開催等を行っています。書面添付制度は、我々税理士に与えられた権利であり、書面添付を実践することにより我々税理士の専門家としての責任を果たすことができるものと考えますので、近税正風会会員の先生方におかれましては、その趣旨をご理解いただき1件でも多くの良好な添付書面の作成をお願いいたします。

これからも近税正風会の会員先生方のご支援、ご協力をお願いいたします。



総務局長紹介

新年明けましておめでとうございます。

この度の役員改選におきまして、谷口総務局長の後任に指名されました軒原でございます。私のような者が総務局長職を全うすることができるかどうか、非常に不安を抱くとともに身の引き締まる思いでございます。

今後は、田村名誉会長・衣目会長の下で、各次長・部長先生方の協力を願いつつ会務運営に努めてまいりたいと存じます。



総務局長
軒原 正夫

また、職務執行に当りますは、当会の綱領にありますように、和の精神に基づく対話と協調を重視し、皆々様のご意見を拝聴しつつ当会のあるべき姿に向けて微力を尽くす所存でございます。

どうか会員の先生方には、なお一層のご理解とご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



本部組織図

田村幾蔵
名誉会長衣目修三
会長軒原正夫
総務局長田多理
次長岩寺理致
次長西浦文彦
次長森紀世子
次長矢本博三
東支部長檜垣典仁
南支部長金田義一
豊能支部長福田隆彦
神戸支部長和歌山県支部長
稻田稔彦事務局
莊司薰石井基行
西支部長衣川正一
城南支部長佐々木達郎
阪南支部長阪上恭一
兵庫県東支部長滋賀県支部長
安居一久酒井貞行
城北支部長弓手宏亮
東大阪支部長森敏則
泉州支部長前川韶治
兵庫県西支部長京都府支部長
長谷川雄一中山寿光
(総務部長)栗田健吾
(組織部長)山本多通男
(事業部長)徳芳郎
(制度部長)宮本信一
(広報部長)下山隆一郎
北支部長福長俊之
淀川支部長平山直樹
茨木支部長森敏則
泉州支部長前川韶治
兵庫県西支部長西口幸雄
奈良県支部長稻田稔彦
和歌山県支部長

青年部 本部役員紹介



青年部長

山本 多通男

このたび、近税正風会青年部長を拝命しました山本多通男と申します。

私は、この近税正風会において、10年間にわたって様々な先輩方にお会いさせて頂きました。その中で、生涯にわたって続けようと思っているこの職業に対し誇りを感じさせていただくとともに、この職業の責任の重さも教えていただきました。

私は、この近税正風会青年部における2年間の任期の中で、その責任の重さを共感できる仲間とともに、申告納税制度を未来永劫に支えていく税理士としての研鑽を積んでいきたいと思います。

また、多くの企業経営者の指導的立場に立つ税理士は、まずは笑顔で顧客と会う、笑顔で税理士同士が未来を語る、このことが税理士自身だけでなく社会にも良い影響を与えることは間違いないと信じています。税理士の笑顔は社会の景気のバロメーターの一つだと思っています。笑顔の似合う若い税理士の仲間作りができる近税正風会青年部にしていきたいと思っています。



青年部事務局長

高田 芳文

この度、近税正風会青年部事務局長を拝命致しました高田芳文と申します。

伝統ある近税正風会青年部の事務局長という大役を仰せつかり、身の引き締まる思いでございます。歴代の事務局長の中では最も心もとない私でございますが、事務局次長と委員長の先生方は最強のメンバーであると自負しておりますので、お力を借りし、微力ながらも全力で青年部長をサポートしていく所存でございます。先輩方が築いてこられた近税正風会の歴史の重みを認識し、その歴史を途切れることなく後身へ引き継いでいかなければと考えております。今後とも、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



青年部総務委員長

榎 和哉

平成25年8月まで青年部京都府支部の支部長をさせていただいており、ようやく重責から解放されホッとしていた矢先、この度の役員改選で総務委員長に選任され、更なる責任の重さを感じております。

青年部本部は初めての経験ですが、経験豊富な担当事務局次長、副委員長、委員の先生方と力をあわせて努力してまいりたいと考えております。

今後とも、会員先生方のより一層のご支援ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



青年部財務委員長

押野 有紀

この度、青年部財務委員長を拝命いたしました城南支部・天王寺部会の押野有紀でございます。このような役職に就くことは初めてであり、不慣れではございますが、近税正風会の運営が円滑に、より活発なものとなりますように努力して参りたいと考えております。どうぞ皆様のご指導を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。



青年部事業委員長

柏木 英樹

この度、事業委員長を拝命いたしました東大阪支部富田林部会の柏木英樹と申します。山本青年部長のもと、研修会の企画・運営、若手講師の発掘等に努めるとともに、委員の先生方が会務を楽しみ、視野を広げることができるような委員会にしたいと考えております。この2年間ご指導・ご支援いただきますよう、よろしくお願ひいたします。





青年部広報委員長

前川 武政

広報委員会では本部広報部と連携して研修会、懇親会、ゴルフ大会等の事業における写真撮影や原稿の執筆や依頼を行います。原稿執筆をお願いした際には積極的なご協力をよろしくお願いします。また、近畿税理士会理事会の傍聴も、毎回行っております。

近税正風会の活動を皆さんにより知っていただけるよう委員全員で活動して参ります!



青年部制度委員長

島原 博

皆様はじめまして。この度、青年部制度委員長に就任しました阪南支部東住吉部会の島原博と申します。若輩者ですが担当事務局次長・副委員長並びに委員の皆様のお力添えを得ながら、青年部会員の皆様のお役に立てるよう制度委員会を一生懸命盛り上げて参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



青年部厚生委員長

東 耕 功

この度、厚生委員長を拝命いたしました東耕功です。厚生委員会では、会員先生方の相互交流・情報交換の一助となるように、ゴルフ大会や研修会後の懇親会など和やかな宴を企画・運営いたします。これらを通じ会員先生に加え若手の先生方が一人でも多く近税正風会の活動、特に青年部の事業にご参加いただけるよう厚生委員一同、力を合わせて務めてまいりますので、ご支援ご協力の程、宜しくお願いいたします。



青年部組織委員長

八文字 正裕

この度、組織委員長を拝命致しました八文字でございます。組織委員会の主な活動は、会員増強と会員名簿の作成です。登録間もない先生方が知り合い、仲間になろうと一昨年に発足した「つぼみの会」に特に力を入れてまいりたいと思っております。新しい力を近税正風会に吹き込み、より良き組織へと発展できるように精一杯頑張って参ります。会員先生方のご理解とご協力、宜しくお願い致します。

青年部京都府支部 創立30周年記念式典

青年部京都府支部では創立30周年を迎え、平成25年8月23日にホテルグランヴィア京都において記念式典を開催致しました。当日はお忙しいにも関わらず総勢110名の皆様にご参加頂きました。またご来賓として衣目会長、榮村青年部長をはじめ多数の関係諸団体の役員先生方も遠方より駆けつけて下さい、ご臨席を賜りました。

記念講演会ではサイネット代表の田代千明先生に「税理士のためのセルフ・モチベーション活用法」と題して集中



力のご講演を頂き、全員でスプーン曲げを実践することを通して「思いは実現する」ことを学びました。

記念式典では、創立からの歴代支部長14名へ感謝状の贈呈を行い、初代南部支部長から激励のお言葉を頂きました。また参加者全員に記念品として近税正風会カラーで30周年をデザインしたラベルの記念ワインをお配りし、意見交換会では大いに盛り上りました。

節目の年にあたり、青年部京都府支部を30年の長きにわたって支えてこられた会員諸先輩先生方と、これまで絶大な支援を続けて下さっております本部と青年部の先生方に改めて感謝致しますとともに、これからも諸先輩に恥じない活発な青年部活動を続けていくことを心に期する式典となりました。 (青年部支部長 北條 達人)

平成25年認定研修管理簿

開催年月日	主 催	開催場所	研修内容(テーマ)	時間数
25. 1.16	本部	ホテル阪急インターナショナル	平成25年度税制改正 ～改正内容とその動向について～	3.0
25. 1.21	神戸支部加古川部会	加古川プラザホテル	確定申告期の留意事項等について	1.0
25. 1.22	阪南支部・ 青年部阪南支部	天王寺都ホテル	復興特別所得税(源泉徴収関係)について	1.0
25. 4. 4	本部	ホテル阪急インターナショナル	平成25年度税制改正の留意点 ～バネラーを交えての討論会～	2.0
25. 4.17	青年部奈良県支部	奈良県文化会館小ホール	消費税実務 ～仕入税額控除と税率引上げに伴う経過措置～	3.0
25. 5.15	青年部神戸支部	湊川神社楠公会館	平成25年度改正税法の重点項目に関する研修 ～法人税・資産税を中心とした実務に即した事案を解説～	3.0
25. 5.31	京都府支部右京部会	アークホテル京都	法人税・所得税ほか各税の改正事項等	3.0
25. 7.16	本部	エル大阪	1. オリンピックメダリストから見る経済 2. 税理士が知っておくべき滞納処分	3.0
25. 8. 9	神戸支部加古川部会	加古川プラザホテル	税務調査及び滞納整理の現状について	2.0
25. 8.23	京都府支部 青年部京都府支部	ホテルグランヴィア京都	税理士のためのセルフ・モチベーション活用法	1.5
25. 9. 6	青年部兵庫県西支部	イーグレ姫路	税理士制度～税理士法改正に向けて～	2.0
25. 9.18	神戸支部加古川部会	加古川プラザホテル	アベノミクスのゆくえ	1.0
25. 9.19	茨木支部 青年部茨木支部	茨木福祉文化会館	1. 改正相続税について 2. 税理士法について	1.5
25. 9.20	北支部 青年部北支部	ラマダホテル	1. 成年後見と遺言の実務 2. 最近の税務行政	2.0
25.10. 1	南支部 青年部南支部	大成閣	税務をめぐる留意点等について	1.0
25.10. 2	京都府支部下京部会	京都タワーホテル	1. 改正法人税について 2. 国際課税について	2.5
25.10. 2	東大阪支部 青年部東大阪支部	シェラトン都ホテル大阪	取引実例に基づく質疑応答 正風会青年部の会員と1統官によるパネルディスカッション	2.5
25.10. 3	阪南支部 青年部阪南支部	天王寺都ホテル	税務調査手続等について	1.0
25.10.10	奈良県支部 青年部奈良県支部	春日野荘	25年分所得税の改正のあらましについて 他	2.0
25.10.16	豊能支部 青年部豊能支部	ホテルアイボリー	1. 祖父母等から教育資金の一括贈与の場合の 非課税について 2. 平成25年度改正法人税について	1.5
25.10.16	淀川支部 青年部淀川支部	ホテルプラザオーサカ	和歌山あれこれ	1.0
25.10.17	泉支部 青年部泉支部	ホテルレイクアルスターアルザ泉大津	税のアラカルト	1.5
25.10.21	東支部 青年部東支部	大阪キャッスルホテル	法人税改正について	1.0
25.10.22	京都府支部上京部会	京都ブライトンホテル	中小企業支援における税理士の役割について	1.0
25.10.23	兵庫県東支部 青年部兵庫県東支部	都ホテルニューアルカイック	1. グループ法人税制についての疑問点 2. 酒類行政について	2.0
25.10.31	京都府支部右京部会	アークホテル京都	資産税及び所得税申告並びに法人税の留意点 他	1.5
25.11.20	和歌山県支部 青年部和歌山県支部	ルミエール華月殿	相続税法の改正について	1.0
25.11.21	青年部京都府支部	京都東急ホテル	1. 最近の質疑事例紹介 2. 民間投資活性化等のための税制改正大綱解説	2.0

近税正風会 紹介

近税正風会は、税理士の使命に則り、会員の人格の陶冶、専門的技能の涵養に務めると共に、良識ある税理士の団体として、和の精神に基づく対話と協調により、近畿税理士会ひいては日本税理士会連合会の活力ある会務の遂行に寄与し、以て健全な税理士制度の発展を図る。

近税正風会の成り立ちと現状

近税正風会は、当時、混乱していた税理士会の会務運営を正常化することを目的に、見識ある税理士有志により、昭和50年1月24日に設立されました。

以後、近税正風会は、税理士会の正常で活力のある会務運営に寄与するために活動しており現在では近畿税理士会14,000名を超える会員の内、約7,200名の会員が近税正風会に所属しています。

近畿税理士会の会長をはじめとして多数の役員を近税正風会が推薦し応援しております。また、推薦させて頂いた役員諸氏は、真に税理士の未来を考え、真摯に会務を遂行して頂いております。

近税正風会は、対話と協調を基本理念とし、適切な税理士制度の発展のために、尽力しています。

お礼とご寄付のお願い

会員先生方には近税正風会の会務運営につきまして、常に温かいご協力を賜り、有り難く厚く御礼申し上げます。

近税正風会では、寄付金を9月と2月の年2回に分けてお願いすることとさせて頂いており、去る平成25年9月末日を期日とさせて頂いた第1回目の寄付金につきましては、多大のご支援を賜り着々と成果を挙げております。

第2回目の寄付金のお願い(平成26年2月末日期日)は、1月中旬頃にお送り致します。

出費ご多端の折、誠に恐縮ですが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご入会のお申し込み、その他お問い合わせはこちらまで

近税正風会事務局

〒540-0034 大阪市中央区島町1丁目2番3号 三和ビル4階

TEL 06-6942-7090 FAX 06-6943-0183

<http://www.kinzei-seifukai.com>

※会員専用ページへのアクセスにはIDとパスワードが必要です。近税正風会事務局までお問い合わせ下さい。

 [近税正風会](#) 

近税正風会

みんなで創ろう！税理士の未来

私たち税理士には、

「税務に関する専門家」としての社会的使命が求められます。

それに応えるためにも、税理士は

- ◇ 税理士法第1条（税理士の使命）を堅持し、
- ◇ 「納税義務の適正な実現」を図るべく、
- ◇ 納税者の信頼にこたえられる資質を維持向上し、
- ◇ 税理士制度の発展につとめるべきです。

近税正風会は、

- ・税理士という職業を「夢」のあるものにしたいと考える、見識ある税理士の集まりです。
- ・充実した研修会や和やかに集える懇親会を開催することにより、会員相互の交流・情報交換を行っております。また、45歳以下の税理士で組織する「青年部」を有します。
- ・そして、何よりも、私たち税理士の未来のために真摯に会務にあたってくれる人材を、近畿税理士会に推薦することを第一義としています。